

長崎県公立大学法人デジタルイノベーションセンター規程

令和8年6月18日
規 程 第 16 号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第19条第2項の規定に基づき、長崎県公立大学法人デジタルイノベーションセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程において「デジタルイノベーション」とは、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する長崎県立大学（以下「大学」という。）の教育研究、社会貢献等の諸活動において最新のデジタル技術を活用し、新たな価値や革新をもたらすことをいう。

（設置及び目的）

第3条 法人及び大学における情報基盤の最適な管理・運営を行うとともに、デジタルイノベーションの推進を通じて、組織運営の高度化並びに知的生産活動の支援を図り、もって大学の教育研究の発展及び地域のウェルビーイングの向上に寄与することを目的として、センターを設置する。

（業務）

第4条 センターは、次に掲げる事項及びセンターの目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 情報化の推進及び支援に関すること
- (2) 全学共通情報基盤に係る情報システム及びネットワークの構築及び管理・運営に関すること
- (3) 情報セキュリティの施策及び実施に関すること
- (4) 情報処理施設及び情報機器の管理・運営並びにこれらを利用した教育研究の支援に関すること
- (5) 情報化を通じた組織運営の効率化支援に関すること
- (6) 法人及び大学構成員のデジタルリテラシー教育

（組織）

第5条 センターは、センター長及び理事長が指名する者をもって構成する。

(センター長)

第6条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

2 センター長は、理事長が任命する。

(運営委員会)

第7条 センターの業務を円滑に推進し、専門的な知見を得るため、情報推進運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 理事長が指名する情報システム学部の教員

(3) 企画広報課長

(4) その他理事長が指名する者

3 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

4 議長が必要と認めるときは、第2項に掲げる者以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(拠点)

第8条 センターは、長崎県立大学シーボルト校及び佐世保校のそれぞれに拠点を置く。

2 各拠点の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、法人事務局企画広報課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。